令和4年第8回上里町議会定例会会議録第4号

令和4年12月13日(火曜日)

本日の会議に付した事件	

日程第28 (議員提出議案第1号) 上里町議会会議規則の一部を改正する規則に ついて

日程第29 (議員提出議案第2号) 上里町議会の個人情報の保護に関する条例に ついて

日程第26 請願・陳情について

日程第27 議員の派遣について

出席議員(13人)

1番 石 井 慎 也 君 2番 伊 藤 覚 君

3番 金 子 義 則 君 4番 戸 矢 隆 光 君

5番 髙 橋 勝 利 君 6番 飯 塚 賢 治 君

8番 齊 藤 崇 君 9番 植 原 育 雄 君

10番 高 橋 正 行 君 11番 新 井 實 君

12番 沓 澤 幸 子 君 13番 髙 橋 仁 君

14番 黛 浩 之 君

欠席議員(1人)

7番猪岡壽君

説明のため出席した者

なし

事務局職員出席者

事務局長神村輝行 係 長飯塚 剛

◎開 議

午前11時26分開議

○議長(黛 浩之君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、 ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長(黛 浩之君) お諮りいたします。

ただいま金子義則議員ほか4名から、議員提出議案第1号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての件、議員提出議案第2号 上里町議会の個人情報の保護に関する条例についての件、以上の2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、 御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての件、議員提出議案第2号 上里町議会の個人情報の保護に関する条例についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第28 議員提出議案第1号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長(黛 浩之君) 日程第28、議員提出議案第1号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

3番金子義則議員。

〔3番 金子義則君発言〕

○3番(金子義則君) 議会運営委員会副委員長の金子義則です。

御提案申し上げました議員提出議案第1号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則について提案説明をいたします。

初めに、提案理由ですが、議会活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動 しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要 因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、 母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。 また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直すものであります。

なお、本提案は、昨年度の全国町村議会議長会の標準町村議会会議規則の改正の趣旨に沿う ものであります。

次に、改正内容についてです。

まず、第2条欠席の届出において、第1項で議長に理由をつけて届けなければならない事由を「事故」としていたものを、「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改めるものです。

また、同条第2項の出産のため出席できないときは、「日数を定めて」欠席届を提出することができるとしていたものを、「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」欠席届を提出することができると改めるものです。

次に、第89条第1項の請願書の記載事項については、請願者、法人の場合はその代表者は、 請願書へ「押印しなければならない」としていたものを、「署名又は記名押印しなければなら ない」に改めるものです。

施行期日については、公布の日から施行するものとします。

以上で、上里町議会会議規則の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。 慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長(黛浩之君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。 これより、質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第1号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(黛 浩之君) 起立全員であります。

◎日程第29 議員提出議案第2号 上里町議会の個人情報の保護に関する条例について

○議長(黛 浩之君) 日程第29、議員提出議案第2号 上里町議会の個人情報の保護に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

3番金子義則議員。

[3番 金子義則君発言]

○3番(金子義則君) 議会運営委員会副委員長の金子義則です。

御提案申し上げました議員提出議案第2号 上里町議会の個人情報の保護に関する条例について提案説明をいたします。

初めに、条例制定の経緯ですが、現在上里町では、上里町個人情報保護条例により個人情報保護について必要な事項を定めており、議会についても同条例が適用されています。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、地方公共団体には改正後の法律により全国的な共通ルールが適用されることとなりましたが、議会についてはその独立性を鑑み、同法は適用除外の扱いとされています。

令和5年4月に改正後の個人情報保護法が施行されると、現行の上里町個人情報保護条例は 廃止することとなりますが、町議会においては引き続き、個人情報の適正な取扱いを確保する ために、独自にこの上里町議会の個人情報の保護に関する条例を制定する必要があります。

この条例案は6章57条の構成となっております。

次に、その内容について大まかにではございますが、御説明いたします。

まず、第1章総則において、この条例の目的として、議会が保有する個人情報の個人の権利 を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を 保護することとしています。

また、定義として、この条例において個人情報とは、生存する個人に関する情報であり、保 有個人情報とは、議会事務局の職員が職務上作成し、または取得した情報で、議会が保有する ものとしています。

次に第2章個人情報の取扱いについて。議会は個人情報を保有する場合は、利用目的を特定すること。利用目的以外に個人情報を保有しないこと。個人情報の取扱いに従事する職員等は、業務上知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に利用したりしてはならないことを規定しています。

次に第3章個人情報ファイルにおいては、議会が保有している個人情報ファイルについて、 個人情報ファイル簿を作成し、公表することを規定しています。

次に第4章開示、訂正及び利用停止等は4つの節に分かれています。

第1節開示においては、議会が保有する自己の個人情報を開示する権利、開示請求の手続、 開示決定等の期限、手数料等について規定しています。

第2節訂正においては、議会が保有する個人情報が事実でないときに、訂正を請求できる権利、手続等について規定しています。

第3節利用停止においては、議会が保有する個人情報が、この条例に違反して保有、提供されるときに、利用の停止や消去等を請求できる権利、手続等について規定しています。

第4節審査請求においては、開示決定、訂正決定等への審査請求の手続等について規定して います。

次に第5章雑則においては、未整理の保有個人情報に関する適用除外、審査会への諮問について、この条例の施行状況を公表することについて等を規定しています。

次に第6章罰則においては、職員や委託事務に従事する者が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合や、不正な利益を図る目的で提供・盗用した場合等、罰則を規定しています。 施行期日については、令和5年4月1日から施行するものといたします。

以上、個人情報の取扱いに関し、執行部側と差異が生じないよう、整合性に配慮し作成いたしました。

議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申 し上げまして、提案理由の説明及び議案の説明とさせていただきます。

○議長(黛浩之君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。 これより、質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第2号 上里町議会の個人情報の保護に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(黛 浩之君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 請願・陳情について

○議長(黛浩之君) 日程第26、請願・陳情についての件を議題といたします。

文教厚生常任委員会に付託をいたしました陳情第1号 感染症対策における子どもの権利に 関する陳情についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第 41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、髙橋勝利議員。

〔文教厚生常任委員長 髙橋勝利議員発言〕

○文教厚生常任委員長(髙橋勝利君) それでは、報告させていただきたいと思います。 議席番号5番の髙橋勝利でございます。

12月議会において議長より陳情第1号 感染症対策における子どもの権利に関する陳情について、当委員会に付託されましたので、12月9日13時30分より委員会室において慎重に審査を行いました。委員会は委員全員出席により、陳情者松本麻衣子氏の出席の下、審査を行いました。

最初に、事務局長より陳情書の朗読をしていただき、その後、陳情者、埼玉有志子どもの笑顔を守る会代表、松本麻衣子氏から陳情の趣旨について説明をいただきました。

また、学校指導室課長からは、陳情第1号に関する現在の状況について説明をいただき、審査をいたしました。

陳情書の内容については次のとおりでございます。

1つ目は、身体的、精神的及び発達上の問題でマスクを着用できない児童・生徒がいること、 また、常時マスクを着用することに対し、不安や不快不調を感じ学校生活に支障を来している 児童・生徒がいることを、児童・生徒及びその保護者の意思を尊重してください。

2つ目は、1つ目で求めた事項について、教育委員会として各幼・小中に周知し、保護者に向け、本人の意に反してマスクの着脱を強いることのないように丁寧な説明をしてください。

3つ目は、学校機関において、感染症対策に偏らずに子どもの最善の利益を尊重し、給食時に一言も発する「黙食事」ができないような対策を控え、文部科学省の衛生管理マニュアルに 準じた見直しをしてください。

以上、3点について質疑を行いました。

質疑では、委員会委員全員の発言があり、松本氏の説明では陳情書に沿った説明をしていた

だきましたが、主な内容は、マスク着用は本人保護者の判断に任せられるもの。マスク着用に 関する差別やいじめに苦しんでいること。マスクの着用を強要しない、マスク着用の弊害、マスク着用が、適宜本人の判断で自由に行えない環境など、必要最低限度の個人の自由によってマスクの着用をすべき等の説明でありました。

こうした説明に対し議員からは、マスクをしない子、する子も強制しない。マスクをしている子どもも、していない子どもも人権を大切にするのは当たり前の話であり、スポーツ時にマスクは着用できないし、人権を大切にするなら実態を見るべきであり、文科省も方針を変えてきた経緯もあり、強制はしていない。

マスク着用は一定のルールであり、強制するものでない。活動場所や場面に応じためり張りのある着脱の必要などの発言がありました。

指導室からは、マスクの着用は基本的感染症対策の1つであり、十分な身体の距離が確保できる場合には、マスクの着用は原則不要など資料に沿って説明をしていただきました。

説明によりますと、今日既に学校給食においても、適切な対策を行えば会話可能など、埼玉 県教育委員会・保健体育科・生徒指導課・人権教育課の通知でありました、飲食などなるべく 少人数で黙食を基本とするなど明記していた記述を削除しており、適切な対応を行えば会話可 能などの通知を出していることであります。

登下校においても、基本的にはマスクを外しましょう。距離を十分に取り会話を控えて、マスクを外す。屋内においても距離が確保できる場合、会話なしはマスク不要など、埼玉県教育委員会・保健体育科・生徒指導課・人権教育課通知となっています。

マスクをつけている人も、つけていない人も人権があり、様々な理由でマスクを着用できない人や、マスクを外せない人がいますが、一人一人の意思や考えを尊重し、思いやりのある行動をする事が大切です。マスクでの差別をしないことはコロナ対策の1つであります。

こうした内容を踏まえ、採択に当たっては、趣旨採択などの意見もありましたが、文教厚生委員会としましては、既に陳情内容が全て網羅されていること、陳情書の全てを否定するものでなく一定の理解をしつつも、既に衛生管理マニュアルや累次の事務連絡等において対応が示されており、陳情第1号 感染症対策における子どもの権利に関する陳情については、不採択といたしました。

以上報告します。

○議長(黛 浩之君) 以上で、文教厚生常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 陳情第1号 感染症対策における子どもの権利に関する陳情について、趣旨採択すべきという考えを持っていますので、討論させていただきます。

この陳情の趣旨は、上里町幼保・小中学校における子どもの権利条約の周知徹底について、身体的、精神的及び発達上の問題で、マスクを着用できない児童・生徒がいること。マスク着用に不安や不快不調を感じ、学校生活に支障を来している児童・生徒がいることを、児童・生徒、保護者に対し周知し、マスクを着用していない児童・生徒保護者の意見、意思を尊重し、本人の意に反してマスク着脱を無理強いすることがないように丁寧な周知を行うよう、町長、教育委員会に要請し、文部科学省の衛生管理マニュアルに準じた見直しをしてくださいというものです。

9月決算の審査において、保育園も含め、マスクの件についての対応等については、マニュ アルに沿って戸外ではマスクを外す対応や、発達年齢による対応がされていることを確認して きたところであります。

今回の審査においても、再度教育指導課の説明を受け、衛生管理マニュアルは児童・生徒に 分かりやすいプリントを渡し、口頭で伝えると同時に、保護者にも届けていることを確認いた しました。

衛生マニュアルに沿った指導をしながら、マスクの着用は強制しない対応を取り、マスクを しないことや感染したことでいじめにならないように、児童・生徒にも繰り返し指導している とのことでした。そのため、陳情にある町長、教育委員会への要請は改めて行う必要はないこ とが確認されました。

しかし、新型コロナ感染が続く中で、マスクを着用できない児童・生徒がいる一方で、感染した場合、重症化するおそれがある児童・生徒もいるため、保護者のストレスや様々な願いを受け止めながら、感染防止に努めながらも個々を尊重していく必要があるということが改めて確認できました。

そうした考えから、埼玉有志子どもの笑顔を守る会の陳情は、理解できる内容であると考えました。

上里議会は、2018年12月議会で弱者対策に関する陳情について、陳情者の御意見はタクシー

券を要望しますという内容であり、かなり具体的に補助金額などにも触れられた陳情でありました。議会は、そのどういう方法を取るかの検討の余地があるとしながらも、弱者対策は必要というこの一点に立ち、全会一致で趣旨採択をしたという経緯もあります。

町内の各学校等では、既に要望の対応をしていますが、弱者対策と同じように身体的、精神 的及び発達上の問題でマスクを着用できない児童・生徒がいることや、その場合の対応の必要 性などについては、引き続き必要なことであり、理解できる内容であることから、陳情第1号 は趣旨として採択していく、そういう観点に立ち、趣旨採択とすべきだというふうに考えます。 以上です。

○議長(黛 浩之君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、陳情第1号 感染症対策における子どもの権利に関する陳情についての件を、起立により採決いたします。

この陳情に対する文教厚生常任委員会の審査結果は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(黛 浩之君) 起立なしであります。

よって、本陳情は不採択することに決定いたしました。

次に、総務経済常任委員会に付託をいたしました陳情第2号 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)の実施延期を求める意見書の提出を求める陳情書についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、植原育雄議員。

[総務経済常任委員長 植原育雄議員発言]

○総務経済常任委員長(植原育雄君) 議席番号9番、総務経済常任委員長の植原育雄でございます。

今定例議会において、総務経済常任委員会に付託されました、陳情第2号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施延期を求める意見書の提出を求める陳情書について、去る12月9日午前9時より、委員会室3において議長と委員6名出席の下、陳情者から傍聴者が1名いる中で説明を求め、慎重に審議いたしました。

審議した結果、陳情第2号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施延期を求める 意見書の提出を求める陳情書については不採択といたしました。 その理由につきましては、次のとおりです。

1つ目は税の公平性の確保です。消費税は1989年(平成元年)4月1日に、日本で初めて消費税が導入されてから約30年経過しました。消費税は最終的に消費者が払っていますが、納めるのは事業者です。免税事業者は消費税が導入された際の零細企業等の負担軽減のための特例でした。平成15年度改正では事業者免税点の適用水準を、それまでの3,000万円から1,000万円に引き下げました。

過去の基準期間の課税売上高を事業規模の測定基準としているため、当期の事業規模を見る と、もはや小規模とは言えない者まで納税義務が免除される場合があります。

免税事業者と思われる者が消費税という名目で対価を収受すると、免税事業者には課されるべき消費税はないことから、消費者が消費税と思って支払った金額を、事業者は合法的に国庫に納入せずに懐に入れているのではないかという疑念が湧きます。いわゆる益税に対する批判となります。

令和5年10月にインボイス制度を導入することを内容とした消費税法などの改正関連法案は成立しています。インボイス制度が導入されると、課税事業者に移行する事業者が増加する見込みで、益税が大幅に減る見込みとなり、税の公平性の確保につながります。

2つ目は、インボイス制度が導入されると影響を受ける方たちへの対応ですが、激変緩和の 観点から、課税事業者と免除事業者との取引で、課税事業者は制度開始から3年間は消費税の 納税額を本来の2割に、さらに、その後の3年間は5割に抑えられるといった軽減措置が設け られています。免税事業者の方は、この間に課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を 検討することが可能です。

また、免税事業者の方が登録に合わせて簡易課税制度を適用しようとする場合は、消費税簡易課税制度選択届出書を受けた日を含む課税期間の末日までに提出すれば、その登録を受けた日から簡易課税制度の適用を受ける事ができます。

具体的には、個人と法人事業者は、課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上 げに係る消費税額に事業の種類区分に応じて定められた、みなし仕入率を乗じて算出した金額 を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することができます。これは 事務負担の軽減になります。

益税は公平性を欠きます。インボイス制度の導入は必要です。零細企業等の支援策は、別の 仕組みで整えるべきです。

以上の理由から陳情第2号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施延期を求める 意見書の提出を求める陳情書については不採択といたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(黛 浩之君) 以上で、総務経済常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 総務経済常任委員長にお尋ねいたします。

先ほどの報告ですと、税の公平性の確保ということで、益税についての考え方が述べられま したけれども、中小企業における消費税の価格転嫁等に関する実態などは把握されておられま すでしょうか。

私もいろいろ調べましたけれども、2019年8月に発表されています日本商工会議所の調査、これを見ましたら、売上高が1,000万円以下の事業者が価格に転嫁できない、いわゆる消費税8%、だから8%転嫁して売れればいいわけですけれども、大手とかそういうところとの競争の中で、転嫁しきれずにいる実態というのが43.6%あるんです。

だから、消費税は消費者が中小業者、1,000万円以下の免税業者に預けているわけではなくて、仕入価格と売上高の差益によって今度納めることになりますので、転嫁ができないということは、本来は自分たちの持ち出しとして今度は納めなきゃいけないという、そういう形になっていく問題だと思いますので、その辺についてどのような審査がされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長(黛 浩之君) 総務経済常任委員長、植原育雄議員。

〔総務経済常任委員長 植原育雄議員発言〕

○総務経済常任委員長(植原育雄君) 消費税の転嫁についてでありますけれども、基本的には、事業者の方が消費税は納めているわけです。具体的に申し上げますと、たとえば消費税が10%、企業Aが税抜きで200円の物を仕入れ500円で売る場合には、仕入先Bから200円で買う際に消費税を20円払っているわけですけれども、消費者に販売する場合には500円に対する消費税50円を受け取ります。企業Aが国に納める消費税額は仕入先Bに払った消費税を20円分引いた30円となります。これは仕入税額控除ということになりますが、この方法ですればいいわけでありますけれども、全ての事業者が納めてないわけです。

ここら辺のところが、非常に国民にとっては不公平感を感じるところでありますけれども、 今までの免税事業者が必ず課税免除事業者になるわけではなくで、これは任意の問題でありま すので、それはこの経過措置の6年間の間に、自分の考えに沿ったことで判断をしていただけ ればいい問題であります。 ○議長(黛 浩之君) 12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 説明していただいたのはそのとおりだと思います。

しかし、任意と言われますけれども、じゃあインボイスの申請をしなかった場合はどうかというと、もう既に自治体なども来年度からはインボイスの登録をしないと受け付けませんよということを報道して、国から指導が入りました。

あと、広島だったと思うんですけれども、駅前のロータリーに個人タクシーは締め出します ということで、それも指導を受けたと思います。

このように、いわゆる課税業者は相手方が免税事業者だと、その人からインボイスが受けられない。そうすると、その人の部分を仕入れから引き落とすことができなくなると、課税業者が持ち出すことになります。

ですので、何だかんだ、自分で選べるんだよと言われますけれども、相手のほうから、課税 事業者のほうからインボイスを登録してくれというふうに言われますし、登録しない場合はな かなかもう仕事を出せないよと言われる可能性がそこで出てくる。

そして、一度登録したらどうかというと、取り消すことはできるんですけれども、登録した場合には転嫁できずに赤字であったり、非常に苦しい経営であっても10%なら10%、8%なら8%を納めなければいけないということになる、このことが今非常に大きな問題になっているんだと思います。

特に、今、エンターテインメントと言われる方たちが、年収200万円とか、多くても300万、100万とかで暮らしている人たちが、これだと廃業に追いやられるという声を上げているのがそういう経過だと思うんですけれども。そうした様々な、まだ不安が払拭されていない中で、延期を求めるということは非常に、もっと慎重に議論して、細かいところまで精査していく必要があるんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、潰れるところは仕方がないという考え方なんでしょうか。

その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長(黛 浩之君) 総務経済常任委員長、植原育雄議員。

[総務経済常任委員長 植原育雄議員発言]

○総務経済常任委員長(植原育雄君) 審査会の中でありますけれども、委員さんから陳情者の方に延期って何年ぐらいすればいいかと聞かれて、陳情者の方は3年というふうに答えたと思います。

[「3年から5年」の声あり]

○総務経済常任委員長(植原育雄君) 3年から5年。

それでは、その3年から5年の間に、そういう問題が解決するかという問題があります、実際のところ。

それで、免税事業者が取引から排除される恐れがあるということについてでありますけれども、免税事業者に対して課税事業者への転換を強要した場合、あるいは一方的に取引価格の減額を求めた場合、不利益な取引条件に応じないと取引停止を求めた場合、商品サービス等の事業区域、返品した場合と、それから協賛金等の負担、取引商品以外の購入、利用を要請するなどに対しては、それぞれ法的に、例えば独占禁止法、それから下請法、それから消費税転嫁対策特別措置法等、法令に抵触しない対応が必要ということで、課税事業者の方もいろんな勉強をされております。そういったことですね。

また、取引の相手がこの制度を始めても、免税事業者や簡易課税制度を選択している課税事業者など、取引先が適格証明書を必要としない場合もありますので、ここら辺もいろいろと導入をしたから、全く免税事業者の方が守られないという、そういうことでは私はないと思っております。

以上です。

○議長(黛 浩之君) 12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 法的な規定もあるんですけれども、既にそうした規定があっても自 治体までもがそういう通達を出す事態が広がっているわけです。

というのは、やはり免税業者を入れると、その部分を被らなければいけない。じゃあそれを やめるためには、法的に問題がない方法として何が起こるかというとコストです。

その被らなきゃいけないんだから、じゃあ、今までこのぐらいの金額でお願いしていたけれどももっと引下げてくれという、そういう買いたたきだとか、そういうことが法的な部分から 逃れられる方法として起こってくる可能性があるんではないかというふうに思います。

そして、またもう一つ、このシステム改修だとか様々なことに対しても、どういう基準とい うのは何もなくて、全て事業者に今任せられています。

やはりもうちょっとその辺も、延期することで、どのぐらいのところは何分の何の補助が出るとか、中小企業も生き残っていけるような方策が整うまでの延期というのは必要じゃないかというふうに思うところなんですけれども、その辺はどのように審査していただいたんでしょうか。

○議長(黛 浩之君) 総務経済常任委員長、植原育雄議員。

[総務経済常任委員長 植原育雄議員発言]

○総務経済常任委員長(植原育雄君) 今の沓澤議員の質疑に説明をさせていただきたいと思

います。

確かに、総務経済常任委員会の委員さんの考えの中には、確かにこの制度によっていろいろと影響を受ける方についての考えもあったと思います。

その中で、やはり不公平さをなくす、益税を減らしていく。それが国民的感情、不公平さをなくすといった、そういうことにつながりますので、そこら辺の意見が強かったということで不採択になったわけであります。

それで、この委員長報告の最後に書いてありますけれども、中小企業等の支援策は別の枠組みで考えていくべきじゃないか、そういうふうなことで審査委員会の審査の中でそういう意見もありました。

以上です。

○議長(黛浩之君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 陳情第2号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施延期 を求める意見書の提出を求める陳情書について、賛成の討論を行います。

来年10月実施まで1年を切り、インボイス制度の学習が進むにつれて様々な問題が噴出して きています。

特に最近、廃業が増え、将来の担い手が潰されると痛切な声を上げているのは、声優、アニメ、演劇、漫画のエンターテインメント関連や、日本俳優連合、脚本家、児童文学者、美術家などです。また、当初から心配されていた免税事業者を排除する動きも出始めています。

消費税は、消費者からの預り金だと考えがちですが、消費税は預り金でもないとした裁判の 判決が東京地裁と大阪地裁であります。消費税は、価格転嫁を予想しているにしか過ぎません。 消費税がもらえるかもらえないかは、取引の力関係で決まります。消費税分を転嫁できないの は、売上規模が小さい小規模業者ほど比率が高くなります。

そのため、小規模業者が課税業者になった場合、消費価格に消費税を全て転嫁できない場合 には、身銭を切って支払うことになります。

政府は激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについてもインボイス制度実施後、 6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする経過措置を設けました。しかしそれは、 あくまでも6年間の経過措置に過ぎません。

もう一つ重要なのは、インボイス制度が開始されれば、消費税の負担のほかに全ての事業所 において、実務負担が増大することになります。

インボイス制度導入後は、消費税課税対象の仕入れなどであっても、インボイスが発行されないと仕入税額の控除が適応されないため、仕入税額控除可否判定のための帳簿記載事項の見直しや各種システムの変更が必要であり、実務作業とコスト負担が発生します。

最大の問題は、課税売上高が1,000万円以下の小規模業者や個人事業主などです。

インボイス制度が導入されると、免税事業者からの仕入れ、物品購入、役務提供などは仕入税額控除を受けることができなくなるため、買手側は消費税の納付において、控除できない分の不利益を被ることになります。そのため、免税事業者との取引をやめることが想定され、多くの小規模事業者が取引先を失い、経営悪化や廃業に追い込まれる可能性が生まれます。

課税事業者になって、実務負担の増加やシステム改修に係るコスト負担と価格転嫁できない 消費税負担の道か、免税事業者のままで値引きや取引排除にさらされる道か、いずれにしても 大変困難な道を選ぶことにならざるを得ません。

新型コロナウイルス感染症や、物価高で疲弊している小規模事業者の暮らしと営業を守るためにも、適格請求書と保存方式、インボイス制度の実施延期は、今、最も重要だと考えていますので、陳情第2号に賛成の討論といたします。

○議長(黛 浩之君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(黛 浩之君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、陳情第2号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施延期を求める意見 書の提出を求める陳情書についての件を起立により採決いたします。

この陳情に対する総務経済常任委員会の審査結果は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(黛 浩之君) 起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第27 議員の派遣について

○議長(黛 浩之君) 日程第27、議員の派遣についての件を議題といたします。 お諮りいたします。

令和5年開催予定の児玉郡町議会議員後期研修会に上里町議会議員を派遣したいので、地方

自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第128条の規定により議会の議決を求めます。 本件は議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

◎総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の閉会中の所管 事務調査について

○議長(黛 浩之君) 次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長並び に議会広報広聴常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事 務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(黛 浩之君) 次に、議会運営委員会委員長より、会議規則第73条第2項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長(黛 浩之君) 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉 会

○議長(黛 浩之君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。 これをもって、令和4年第8回上里町議会定例会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

午後0時18分散会